

法務総合研究所

# 研 究 部 報 告

39

－ 第2回犯罪被害実態（暗数）調査（第2報告）  
国際比較（先進諸国を中心に）－

2008

法務総合研究所

## は し が き

欧米の主要先進国では、かなり以前から暗数（警察等の公的機関に認知されていない犯罪の件数）調査の重要性が認識され、米国及び英国では、それぞれ1972年及び1982年以降、全国規模で実施される暗数調査が、毎年又は隔年に、定点観測の見地から継続的に実施され、その結果が刑事政策に反映されてきた。1989年には、暗数の国際比較を目的として、統一された調査様式と方式を用いた国際犯罪被害実態調査（International Crime Victimization Survey: ICVS）が、オランダ司法省によって開始された。その後、ICVSは、国連犯罪司法研究所（UNICRI）や国連薬物犯罪事務所（UNODC）など国連機関とオランダ司法省が中心となり、1992年の第2回から2004年の第5回まで4年ごとに世界規模で実施され、15年間にわたり、78の国・地域で、30万人を超える人々が、体験した犯罪被害や関連する諸問題について調査を受けた。

日本では、第4回ICVSに参加する形で、法務省法務総合研究所が、2000年に第1回の犯罪被害実態（暗数）調査を行い（研究部報告10号（2000年）、国際比較結果は研究部報告18号（2002年））、以後、定点観測の趣旨から、2004年に第2回を実施し（研究部報告29号（2005年））、現在（2008年）、第3回調査を実施中である。

本報告書は、国際的には第5回ICVSの一部である上記第2回調査について、その国際比較の結果を収録したものである。第5回ICVSは2004年に実施され、ヨーロッパ諸国については2005年に実施されたICVSとほぼ同じ調査項目を用いる欧州犯罪・安全実態調査（European Survey on Crime and Safety: EU-ICS）の結果を使用し、全体として30か国・地域における調査となっている。

本報告書の第1部は、オランダ司法省発行の第5回ICVS報告書（2008年）をもとにその要旨を、第2部は、オランダ・ティルブルグ大学国際被害者学研究所から提供を受けた調査データをもとに、欧米先進国を中心とし、日本を含めた14か国の状況について、法務総合研究所において独自に統計的分析を行った結果を、第3部は資料編として基礎集計表及び和英の調査票を、それぞれ収録した。

従来の調査結果は、前記研究部報告のほか、犯罪白書や法務省ホームページにおいても要旨等を公表し、治安の改善・犯罪対策に関する施策の立案・実施や研究等において参照されるなど国民の共有財産となっており、治安に対する国民の関心が高まる中、効果的な刑事政策を立案するための基礎資料として幅広く活用されている。本号も、そのような資料充実の一環となれば幸いである。

平成20年3月

法務総合研究所長

小 貫 芳 信

## 要 旨 紹 介

### 第 1 部

前回国際比較報告書（研究部報告18号）と異なり，第1部では，国際犯罪被害実態調査（International Crime Victimization Survey: ICVS）の概要と経緯，第5回ICVSの調査対象となった全ての国・地域・都市に関する調査項目についての情報を収録した。

その理由は，①これまで，ICVSの趣旨・概要等について詳しく説明した日本語の資料がなかったこと，②ICVS調査の全貌及び全調査国中に占める日本の位置付けをより正確に把握するため調査対象国すべての情報を提供することにある。

ICVSと欧州犯罪・安全実態調査（European Survey on Crime and Safety: EU-ICS）は，10種類の従来型犯罪（conventional crime）を対象としている。具体的には，世帯犯罪被害として，車両関連犯罪（自動車盗，車上盗，バイク盗，自転車盗），不法侵入，不法侵入未遂を，個人犯罪被害として，個人所有物の窃盗，及び身体に対する犯罪（強盗，性的暴行，暴行・脅迫）を調査の対象に含めている。

従来型犯罪全般に関する過去1年間の被害率を見ると，30か国中で，日本は最も低いグループに属していることが分かる。

暗数を減らし，より効果的な刑事政策立案を促進するには，警察へ犯罪被害申告が確実に通報される前提として，被害者の警察の対応に対する満足度が一つの指標となる。日本は，犯罪被害申告に関しては，前回調査が44%であったのに対して今回調査では54%と増加している。しかし，調査対象国の約25%で被害申告率が60%を越えていることを踏まえると，日本はなお低い状態にある。また，被害申告後の被害者の満足度は，前回調査が44%，今回調査が45%と他の調査対象国と比較するといずれも低い結果に留まっている。

犯罪被害者に対する専門的支援機関のカバー率が最も高い国は，ニュージーランド（24%），スコットランド（22%），北アイルランド（21%），イングランド及びウェールズ（17%），アメリカ（16%）となっているが，日本は8%に留まっている。ただし，本人が表明した被害者支援の必要性が実際に支援機関によって充たされた被害者の比率を見ると，ニュージーランド（47%）と英国（スコットランドで40%，北アイルランドで37%，イングランド及びウェールズで31%）が最も高いが，被害者支援について比較的高い充足率を示す国の中に日本も含まれている（オーストリア（38%），カナダ（37%），オランダ（35%），日本（34%），アメリカ（33%））。

犯罪不安では，不法侵入に対する不安において，日本は調査対象国の中で比較的高い値を示している。しかし他方，防犯対策において，侵入防止警報器の設置率を見ると日本は低い方であり，犯罪不安の高さと裏腹に個人でできる対策を行っていない傾向が見られる。

市民の意見と刑罰においては，「ある1人の不法侵入の再犯者—2度目の不法侵入で1

台のカラーテレビを盗んだことにより有罪と認定された21歳の男性 — についてどのような判決を最も適切と考えるか」について、処罰に関する意見の内容を調査した。全体の平均では、社会内処遇39%に対し、施設内処遇37%であるが、日本は、社会内処遇を選択した者が約10%であるのに対して、施設内処遇を選択した者が55%と、後者を選択した者の比率が高く、調査対象国の中ではメキシコに次いで2番目となっている。前記のように、従来型犯罪全般に関する過去1年間の被害率では、日本は調査対象国の中で最も低いグループに属していることを考えると、実際の犯罪に遭遇する危険性とは別に、犯罪者に対して厳しい態度を採るものが多い傾向が看取される（なお、本調査項目については、日本人に馴染みの薄い「社会奉仕活動」が選択できる刑罰として含まれているが、同時に、日本において一般的に知られている「執行猶予」も選択肢に含まれていることから、調査結果のように施設内処遇、すなわち「実刑」が選択肢として選ばれる傾向が強いことは否定できないと思われる。）。

## 第2部

第2部では、第5回ICVS（2004年）及びEU-ICS（2005年）のデータをもとに、日本を含む欧米等先進国を中心とした14か国について、より詳細な統計的比較分析を行った。

第4回ICVSに基づく国際比較を行った前回の研究部報告（18号，2002年）では、日本を含む欧米等先進12か国となっていたが、今回は、そこに欧州の主要先進国の一つであるドイツとイタリアを加えた14か国とした。第1部の基礎集計では、罪種別の被害率、住居の防犯設備、犯罪被害に対する不安等の調査項目ごとに量的な傾向を見たので、第2部のクロス集計分析では、犯罪被害及び犯罪不安と世帯・個人の属性等との関連を統計的に分析し、ロジスティック回帰分析では、犯罪被害及び犯罪不安を目的変数とし、世帯・個人の属性等を説明変数として、目的変数に影響を与える説明変数は何かについて分析した。

分析の中心となる二つの大きな柱は、「犯罪被害の有無」及び「犯罪不安」である。犯罪被害の有無は、次の四つの被害に分けて考察した。①全犯罪被害（②から④のいずれかの犯罪被害）、②世帯犯罪被害、③個人犯罪被害、④暴力犯罪被害。犯罪不安についても同様に、①居住地域における夜間の一人歩きに対する不安、②不法侵入の被害に遭う不安に分けて検討した。関連を検討した項目は、「世帯及び個人に関する属性等」では、①都市規模、②世帯人数、③住居の防犯設備、④銃器の所有、「個人に関する属性等」では、①性別、②年齢、③就業状況、④婚姻関係、⑤教育歴、⑥夜間外出頻度である。

クロス集計分析の結果、全体としては、前回の分析結果とほぼ同様の傾向が見られたものもあったが、国別に見ると、前回と異なる傾向を示している例もあった。日本に関しては、夜間外出頻度別の犯罪被害率や世帯人数別の犯罪不安の高さなど、他国と異なる傾向を示している部分が見られた。

ロジスティック回帰分析については、①犯罪被害に関して、日本では、全犯罪被害とい

う目的変数に影響を与えている説明変数として、「就業状況」、「性別」、「都市規模」及び「世帯人数」が採用された。すなわち、働いている、女性、人口10万人を超える都市に居住している、世帯人数が4人以上のいずれかの要素を満たす者は、それ以外の者と比べて、犯罪被害に遭う可能性が高い。②犯罪不安に関して、日本では、「居住地域における夜間の一人歩きに対する不安」に影響を与えている説明変数として、「年齢」、「全犯罪被害の有無」、「性別」、「都市規模」が採用された。すなわち、39歳以下の者、40～59歳の者は、それぞれ60歳以上の者と比べて犯罪不安が高く、いずれかの犯罪被害の経験のある者は、ない者と比べて、女性は男性と比べて、人口10万人を超える都市に居住している者は、10万人以下の都市に居住している者に比べて、それぞれ犯罪不安が高い。また、「不法侵入の被害に遭う不安」に影響を与えている説明変数として、「世帯犯罪被害の有無」、「年齢」、「教育歴」が採用された。すなわち、世帯犯罪被害の経験のある者は、ない者と比べて、39歳以下の者、40～59歳の者は、それぞれ60歳以上の者と比べて、それぞれ犯罪不安が高い。他方、教育年数は、6年以下及び7～12年以下の者は、13年以上の者と比べて、それぞれ犯罪不安が低いことが分かった。14か国の比較では、複数の国で共通して採用されている説明変数を幾つか採り上げて、その傾向を概観した。

研究部長

城 祐一郎

— 第2回犯罪被害実態（暗数）調査（第2報告）  
国際比較（先進諸国を中心に） —

研究官	染田	惠
研究官	郷原	恭子
研究官	渡邊	俊子
研究官	小野	義浩
研究官	西元	雅夫
研究官補	櫻田	香
研究官補	姫田	卓朗
研究官補	明石	史子

## 目 次

第1部 国際犯罪被害実態調査（2004／2005年）の概要	7
はじめに	9
1  今回の調査の要旨	11
1. 1  序論及び調査方法	11
1. 2  いずれかの従来型犯罪（conventional crimes）による被害	12
1. 3  車両関連犯罪による被害	12
1. 4  不法侵入及び個人所有物の窃盗による被害	13
1. 5  身体に対する犯罪による被害	14
1. 6  非従来型犯罪（non-conventional crimes）による被害	14
1. 7  警察への犯罪の通報と被害者の満足度	16
1. 8  被害者の支援	16
1. 9  犯罪不安	17
1. 10  防犯対策	18
1. 11  法執行機関に対する考え方	18
1. 12  量刑に対する市民の考え方	18
2  いずれかの従来型犯罪による被害	19
2. 1  2003／2004年の総被害水準	20
2. 2  総被害における傾向	21
3  車両関連犯罪による被害	25
3. 1  自動車盗	25
3. 2  車上盗	29
3. 3  バイク盗	32
3. 4  自転車盗	35
4  不法侵入及び個人所有物の窃盗による被害	37
4. 1  不法侵入	37
4. 2  個人所有物の窃盗とスリ	42
5  身体に対する犯罪による被害	43
5. 1  強盗	43
5. 2  性的事件	46
5. 3  暴行・脅迫	51
6  非従来型犯罪による被害	54
6. 1  消費者詐欺（consumer fraud）	54

6. 2	汚職	57
6. 3	EUにおける憎悪犯罪 (hate crime)	59
6. 4	先進国において市民が薬物関連問題と接している状況	60
7	警察への犯罪の通報と被害者の満足度	62
7. 1	警察への通報	62
7. 2	警察の対応に対する被害者の満足度	66
8	被害者の支援	71
8. 1	支援を受けた被害者	71
8. 2	被害者支援を望む被害者	75
8. 3	被害者支援の充足率	77
9	犯罪不安	79
9. 1	不法侵入の可能性	79
9. 2	国レベルの不法侵入の危険性と被害経験との関係	79
9. 3	路上の安全性に対する感覚	81
9. 4	国レベルの危険性と被害経験との関係	83
10	防犯対策	85
11	法執行機関に対する市民の考え方	90
11. 1	警察に対する全般的な見方	90
11. 2	国際犯罪被害実態調査に基づく警察活動実績評価指数	90
12	市民の意見と刑罰	94
13	国際犯罪被害実態調査の背景と2004/2005年調査の方法	99
13. 1	国際犯罪被害実態調査の背景	99
13. 2	2004/2005年国際犯罪被害実態調査の方法	101
	付録	118
	参考文献	133
第2部	日本を含む欧米等先進国を中心とした14か国の比較分析	139
第1	クロス集計分析	141
1	犯罪被害の有無に与える要因	142
(1)	世帯及び個人に関する属性等	142
(2)	個人に関する属性等	149
2	犯罪不安に与える要因	162
(1)	世帯及び個人に関する属性等	162
(2)	個人に関する属性等	168
3	犯罪被害と犯罪不安との関連	177



第2	ロジスティック回帰分析	183
1	犯罪被害の有無に影響を与える要因	183
(1)	日本	183
(2)	国際比較	184
2	犯罪不安に影響を与える要因	185
(1)	日本	185
(2)	国際比較	186
おわりに		189
1	本研究の成果	189
(1)	基礎的分析	189
(2)	統計的分析	190
2	総括及び今後の課題	192
第3部	参考資料	195
1	基礎集計表	197
2	質問紙（日本語版）	309
3	質問紙（英語版）	350